

地域民主主義再興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、地域民主主義再興事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市町村が行う主権者教育、投票環境向上のための施策（投票所減少防止のためのオンライン立会を含む）、市町村議会議員のなり手不足対策等を支援することにより、県民一人ひとりが主権者意識を持ち、地域づくりを我がことと考え、積極的に政治参加できる社会環境を整備していくことを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1及び2の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、別表1及び2の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を限度とする。）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、補助事業に着手する日の30日前までに行わなければならぬ。ただし、4月30日までに事業着手しようとする場合は、4月10日までに行うものとする。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額に係るもの以外の

変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならぬ。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域社会振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月2日から施行する。

別表1（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 補助上限額
モデル事業	市町村の行う主権者教育の推進、投票率向上・投票環境改善、議員のなり手不足解消のための取組に要する経費（諸謝金、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、会場借上料、消耗品費、役務費、委託料、その他補助事業に要する経費）	1／2	500千円

別表2（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 補助上限額
投票所減少防止のためのオンライン立会事業	投票立会人が不足することを理由にして当日投票所が減少していく事態の解消につなげるため、デジタル技術を活用し、オンラインでの立会を導入するための経費（カメラ・通信回線の整備等のための工事請負費、委託料、通信費、備品購入費、その他補助事業に要する経費）	10／10	—

様式第1号（第4条、第7条関係）

地域民主主義再興事業計画（報告）書

1 事業目的

2 事業内容

3 事業完了予定期月日（事業完了年月日）

4 事業費内訳

（単位：円）

科目	金額	積算内訳

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金等名や事業内容、当該補助金等に係る問い合わせ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第2号（第4条、第7条関係）

地域民主主義再興事業収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

区分	金額	備考
県補助金（本補助金）		
本補助金以外の補助金等		
その他の収入		
自主財源		
合計		

※国等により別途、選挙執行経費、補助金、委託費等が支給される場合には、「本補助金以外の補助金等」にその金額を記載すること。

※「その他の収入」がある場合は、備考欄に詳細を記載すること。

2 支出

（単位：円）

区分	金額	備考
合計		

※欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日
様

職 氏 名 印

地域民主主義再興事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった地域民主主義再興事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、地域民主主義再興事業とし、その内容は、・・・・・
とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、地域民主主義再興事業補助金交付要綱（令和6年〇月〇日付第〇〇号地域社会振興部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。